

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育園を利用する子どもたちの

保育料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

【対象者・保育料】

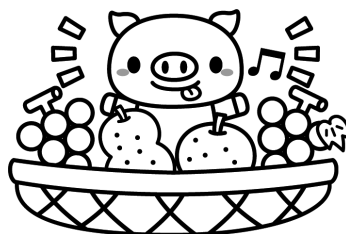
- 保育園を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 保育園の利用認定に係る手続きは、無償化後も必要となります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【預かり保育料】

1号認定のお子さんについては、教育標準時間部分は無償となりますが、預かり保育料の部分を無償とするためには、就労等の要件を満たす等「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【給食費の無償化】

3歳から5歳までの子どもたちについては、保育料の無償化に伴い給食の材料にかかる費用(給食費)は保護者から実費(4,500円)を負担していただくこととされていますが、信濃町では子育て支援の一環として無償とします。



問い合わせ先

教育委員会事務局

子ども支援係

255-5923